

平成29年 教育委員会第5回定例会 会議録

日 時 平成29年3月28日（火）

午後3時02分～午後4時45分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1) 『議案第8号』千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

(2) 『議案第9号』千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令

【文化振興課】

(1) 『議案第10号』千代田区文化財保護審議会委員の委嘱

第 2 協議

【児童・家庭支援センター、指導課】

(1) 学校健全育成サポートチーム等設置規則の制定

【指導課】

(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

(3) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【子育て推進課】

(1) (仮称)グローバルキッズ六番町園の開設及び入園申し込み

【指導課】

(1) 質の高い初等教育の在り方検討会最終報告書

(2) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（平成29年2月）

第 4 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（4月5日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（10名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子育て推進課長	土谷 吉夫
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一
文化振興課長	山下 律子

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

子ども支援課長	加藤 伸昭
---------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	飯島 容子

中川委員長

開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。

ただいまから平成29年教育委員会第5回定例会を開会します。

本日、加藤子ども支援課長は、他の公務のため欠席です。

大井室長は、少しおくれることになっております。

今回の署名委員は、金丸委員にお願いいたします。

金丸委員

はい。わかりました。

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 『議案第8号』千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

(2) 『議案第9号』千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令

文化振興課

(1) 『議案第10号』千代田区文化財保護審議会委員の委嘱

中川委員長 日程第1、議案に入ります。

議案第8号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、議案第8号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を開始する規則についてでございます。

こちらにつきましては、前回、協議事項としてお出しさせていただいたものでございます。内容は、次年度の組織改正に伴いまして、処務規則の一部を改正するものです。

内容といたしましては、前回ご説明させていただきましたとおり、子ども支援課を運営支援係と入園審査係の2係制とすること、学務課に特別支援教育係を置くこと、給食主査を給食係とすること、指導課の教員人事係を教職員人事係とすることでございます。

こちらの規則につきましては、平成29年4月1日から施行するものとさせていただきます。

ご説明は以上です。

中川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員 特にございません。

中川委員長 それでは、特にないようですので、議案第8号について採決します。賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

中川委員長 全員賛成につき、議案第8号を決定することといたします。

次に、議案第9号、千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、議案第9号、千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令についてでございます。

こちらにつきましても、先ほどの議案第8号と同様に、次年度の組織改正に伴い、児童・家庭支援センターの処務規程を改正するものです。

内容といたしましては、児童相談所の設置に備えまして、連絡調整主査を児童相談所準備主査に改める、それから、就学委員会に関すること等につきまして、新たに学務課に設けます特別支援教育係のほうの事務とするなどを主な内容とするものでございます。

こちらの訓令につきましても、平成29年4月1日から適用となります。

ご説明は以上です。

中川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員 特にございません。

中川委員長 それでは、特にないようですので、議案第9号、千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令について採決します。賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

中川委員長	<p>全員賛成につき、議案第9号を決定することとします。</p> <p>次に、議案第10号、千代田区文化財保護審査審議会委員の委嘱について、文化振興課長より説明をお願いいたします。</p>
文化振興課長	<p>それでは、議案第10号、千代田区文化財保護審査審議会委員の委嘱についてご説明いたします。</p> <p>本件につきましては、3月15日の教育委員会におきまして協議をさせていただいたものでございます。文化財保護条例に定めます文化財保護審議会委員について、委員の任期が2年間となっており、平成29年3月末で任期が終了いたしますので、平成29年度、30年度の千代田区文化財保護審査審議会委員7名の委嘱についてご審議をお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
中川委員長	<p>説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
中川委員長	<p>それでは、特にないようですので、議案第10号について採決します。</p> <p>賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
中川委員長	<p>全員賛成につき、議案第10号を決定することとします。</p>

◎日程第2 協議

児童・家庭支援センター、指導課

(1) 学校健全育成サポートチーム等設置規則の制定

指導課

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

中川委員長	<p>日程第2、協議に入ります。</p> <p>学校健全育成サポートチーム等設置規則の制定について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。</p>
子ども総務課長	<p>それでは、協議事項の一番目、学校健全育成サポートチーム等設置規則の制定についてでございます。</p> <p>こちら、児童・家庭支援センター、指導課の共通の案件でございますので、私のほうから全体的に説明させていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、平成27年に制定いたしましたいじめ防止等のための基本条例、こちらに基づきまして、規定の整備をするものでございます。</p> <p>この条例におきまして、学校に現在設置されてございます健全育成サポートチーム、こちらを区立学校において重大事態が発生した場合の調査等を行</p>

う組織ということで位置づけてございます。また、学校以外の区の子どもの施設、そちらにおきまして同様の事態が発生した場合に、こちらは児童・家庭支援センターのほうに同じく健全育成サポートチームを設置するということで、条例上規定させていただきました。

既に学校の健全育成サポートチームについては、設置要綱等がございますが、児童・家庭支援センターに新たに設置する健全育成サポートチームについては、現在のところ、設置の根拠といたしましては条例がございますが、その設置のチームの詳細につきまして定めたものがございますので、今般、それぞれ、両方をあわせて1つの規則という形で制定させていただきます。学校に設置するもの、それから児童・家庭支援センターに設置するもの、両方をあわせた形で1つの規則という形で制定させていただきたいというふうに考えてございます。

内容といたしましては、現在、学校に設置しております健全育成サポートチーム、そちらのほうの要綱の内容をほぼ引き継いだ内容となっております。

こちらの規則でございますが、施行は公布の日からといたしますが、児童・家庭支援センターに設置いたします健全育成サポートチームの準備等の関係がございます。平成29年3月1日からの適用ということで制定させていただきたいというふうに考えてございます。

ご説明は以上です。

中川委員長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

この学校健全育成サポートチームが何をやるかということ考えたときに、4条の(1)で、条例第14条第2項及び第4項に規定する重大事態が発生した場合の調査及び報告ということになるわけですよ、1つは。この調査をやるということになると、そもそも学校長が座長として主催する形で調査をしていいのかという問題。それから、これだけの人数を、過半数が集まらないとできないのかという問題があって、調査のための小チームみたいなものを設置できるような規定を設けて、そこで調査した結果を会議に諮るような、そういうつくりをしないと、無理があるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

子ども総務課長

ただいまご指摘をいただきました。確かに実際実務上の問題といたしまして、最大で20人ということになってございますので、この人数で調査するというのはなかなか難しいところはあると思います。今のご指摘を踏まえまして、例えばこの下部組織のようなものを置くことができるのか、そこで調査を行うことができるのか、そういった規定のほうを加えた上で、もう一度こちらのほうに出させていただきたいというふうに考えてございます。

中川委員長

よろしいですか。

(了 承)

中川委員長 　　ちょっとこれは初歩的な質問で申しわけないんですけど。規則をつくる
ときの用語なのかもしれないんですが、「サポートチーム等設置規則」とい
う、「等」というのは、これはつけることになっているのでしょうか。

子ども総務課長 　　こちらは、学校に設置されます健全育成サポートチームと、それから児
童・家庭支援センターに設置されますサポートチームをあわせて、「学
校健全育成サポートチーム等」という表現にさせていただいてございませ
うので、つまり児童・家庭支援センターに設置されるものも含むという、そ
ういった意味でございます。

中川委員長 　　はい、わかりました。

　　それと、もう1つ、4番の(5)なんですけど、「スクールソーシャルワ
ーカー及びスクールカウンセラー」という文言が出てはいるんですけど、その
上のほうだと、「民生・児童委員、青少年委員その他の地域住民」と書いて
あるんですけど、このスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー
というのは、「及び」というのは両方含むのか、それとも「スクールソーシ
ャルワーカー、スクールカウンセラー」なのか、どっちなのかなと思いま
した。

児童・家庭支援センター長 　　スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、両方が委員のほう
に入っているんです。

中川委員長 　　両方入っている、必ずね。

金丸委員 　　もし両方入るのであれば、項を分けて、8としてスクールソーシャルワ
ーカー、9としてスクールカウンセラーとしないと、誤解が生じるような気が
しますね。

子ども総務課長 　　ただいまのご指摘を受けまして、ここのところは2項に分ける形をとりた
いと思います。

　　それから、「民生・児童委員」につきましては、これは「民生・児童委
員」ということで、これは1つの役職を示す標語ということでございませ
うので、それはご理解いただきたいと思えます。

中川委員長 　　はい、わかりました。ありがとうございます。

金丸委員 　　同じ問題でちょっとお尋ねしますけど、4のところですね。「民生・児童
委員、青少年委員その他の地域住民」と書いてありますけれども、これは、
前の2つが、その他の地域住民の例示になっていると考えるべきなんでしょう
か。それとも、それぞれからまた出るという趣旨なんでしょうか。要する
に、民生・児童委員で、青少年委員は入っていないけれども、その他の地域
住民が入って、何人かがここで出てくる、そういうことでいいという趣旨な
のか、必ず民生・児童委員と青少年委員が入って、それ以外にその他の地域
住民も入る可能性があるということなんでしょうか。

子ども総務課長 　　4項につきましては、地域住民を委員とするという趣旨でございまして、
民生・児童委員、青少年委員は例示でございませう。

中川委員長 　　そうすると、「などの地域住民」としていいのでしょうか。

金丸委員 　　「その他の」というのが多分「など」という意味なんだろうと思うんです

けれども。

子ども総務課長
中川委員長
金丸委員

そういうことでございます。
わかりました。

あと、もう1つよろしいですか。先ほどの最初の質問に戻るんですけども、「重大事態が発生した場合の調査及び報告」というふうになっていますけども、この問題が例の原発いじめの問題で、ある意味で発生しているとして、その調査を今サポートチームで調査をしているのでしょうか。

子ども総務課長

今回の今ご指摘があった事案につきましては、極めて特殊な事例ということで、サポートチームに対しては、学校から報告等を行いまして、意見を聴取しまして、その結果をもちまして、現在教育委員会のほうが設置いたしましたいじめ問題の対策委員会のほうで調査するというにさせていただいたものでございまして、このサポートチームのほうで独自に調査を行ったということはございません。

金丸委員

私の質問は、今、中学校で起きている事件に関して、対策チームがやっていることはわかっているんですけども、その前の小学校での問題についての調査が、一体サポートチームでやっているのだろうか。それはどういうことかという、これから先、サポートチームがやるというふうはこの条文となるのかなというふうにも思うんですけど、その辺はというふう認識されているか教えていただきたいと思えます。

子ども総務課長

今現在、先般通報があった事例についてですけど、こちらのほうについては、学校で現在は調査を行っているところです。学校の調査の結果がまだわからないんですが、その調査の結果を見て、この後、健全育成サポートのほうで行うかどうかというのは、またちょっと、そこで検討させていただきたいというふうを考えてございます。

指導課長

補足説明をさせていただきますと、従来の学校に置いている健全育成サポートチームにつきましては、年度当初に必ず一回、事件や事故がなくても、情報交換も含めまして、顔合わせ等でいつでも立ち上げられる状態を各学校でつくっております。その後、必要に応じて、各学校で、いじめの重大、そうでないにかかわらず、話し合いの場を持つことになっております。

金丸委員

私が質問している本来的な問題は、この規定でこういうふうにしたとすると、同じような事案、同じじゃなくてもいいんですけど、事案が出てきたときには、今やっているような学校で調査するというは、本筋に外れると、健全サポートチームが行うんだというふうには多分読まざるを得ないんじゃないかという気がするんですね。そういうこととの整合性について、どういうふうを考えて、今後どういうふうにしていくのかということをおっしゃって、今のうちにはっきりさせておいたほうがいいんじゃないか、そういうことが私の質問の裏側にあります。

中川委員長
金丸委員

そうですね。この健全育成サポートチームがするのかどうかということ。

例えば今やっているものでも、小学校の事例というのはもう、現在の事例ではないですから、多分対策委員会のほうの対象にはなり得ないだろうと私は

思っているんですね。そうすると、だからといって何もしなくていいのかといえば、そういうわけにはいかないですから、どこかで調べなきゃいけない。調査しなきゃいけない。今それは学校が実際的にはやっている。だけど、この規定ができて、施行されると、29年3月ですからもう、さかのぼっての施行になっちゃいますけれども、今やっている作業を途中で切って、対策チームで調査をするという、そういう方針になるのかどうか。もしそうでないとすると、これとは別個に、調べるところは幾つかあって、そのチョイスを誰がやるんだという問題につながるんじゃないかという疑問を持っています。

中川委員長

ちょっと休憩いたします。

(休憩)

中川委員長

再開します。

子ども総務課長

ただいまご指摘いただきましたが、この健全育成サポートチームにおきまして、重大事態があった場合にどういうふうに、健全育成サポートも含めまして、学校と健全育成サポートチーム、それぞれ、重大事態等があった場合にどういうふうに動くかということについて、もう少し整理いたしまして、また、この健全育成サポートチームの座長を校長が務めるという仕組み、その辺につきましても再考させていただき、また、冒頭、金丸委員からご指摘がありましたように、調査を円滑に行えるような下部組織というか、そういったものを考えるような、そういったことも含めて整理をさせていただいて、改めて出ささせていただきたいなというふうに思います。

中川委員長

わかりました。

よろしいでしょうか。

金丸委員

はい。

中川委員長

次に移りたいと思います。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則等、幼稚園教育職員に関する規則の改正について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長

この3つは、幼稚園教育職員に関係していますので、あわせてご説明させていただきますのでよろしいですか。

それでは、ごらんいただいている表が、3つのものをまとめて表に示しましたので、概要について順に説明をさせていただきます。

まず、(1)幼稚園教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてでございますが、この改正の趣旨は、幼稚園教育職員ならず、区の職員に対して、育児及び介護休業等、国の法律の一部の改正を受けて、幼稚園教育職員に関しましても、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を行うために、条例の一部改正を行うものでございます。

内容としましては、表の中の1番、従来法律上の親子関係に特別養子縁組としての看護を行う職員や里子として委託されている職員も新たに対象と

するものでございます。

2点目は、2のところの介護を行う職員の超過勤務の免除で、要介護家族を介護する職員から請求があった場合は、超過勤務をさせないとするという新設事項でございます。

3点目としましては、同じ2番のところの、現行の介護休暇に加えまして、今回、時間単位での介護時間の取得が認められたということでございます。

そして、その表の下のところの2番のところ、4つ目といたしましては、育児を行う職員の早出遅出の勤務の拡大要件ということで、現行の要件に加えまして、以下の①から⑥までの要件の子を送迎する場合も新たにこの要件に追加をするということでございます。

なお、5番、6番については、千代田区のオリジナルな要件でございます。

次に、協議事項（2）幼稚園教育職員の初任給、昇給及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則につきましても、番号が、順序が逆になりますけれども、4番の国に退職派遣された幼稚園教育職員が、再度特別区立幼稚園教育職員に採用される場合の号給決定について、人事交流等により異動した場合の号給決定の規定を適用できるように規定を整備したものでございます。

最後、協議事項（3）の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則につきましても、3番の改正点でございますが、①昨年12月の区議会定例会で可決され、施行された幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正にあわせて、平成29年度の勤勉手当の支給月額を6月期と12月期に当分に割り振ること。2つ目としまして、勤勉手当の支給割合における欠勤等日数の算定において、1カ月以下の育児休業、30日を超えない部分休業、介護休暇及び介護時間は、欠勤等日数に換算しないの2点でございます。

なお、支給月額の改正の割合につきましても、ごらんの表のとおりでございます。

ご説明は以上です。ご協議、よろしくお願ひいたします。

中川委員長

はい。説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

金丸委員。

金丸委員

よろしいでしょうか。この下のほうの4番になりますけれども、文章がちょっとよくわからないんですが、「国に退職派遣された幼稚園教育職員の再採用」という言葉が非常にわかりにくいということで、ちょっとどうか教えてください。

指導課長

例えば、人事交流の中で、区の幼稚園職員が、国の職員に任命された場合、昨年度、本区におきましても、内閣府のほうに、人事交流ということで派遣をされておりますけれども、そうした人が、また任期を終えて帰ってきた場合に、その間の号給の加算をしっかりと、本人に不利益が起らない

金丸委員 ように対応する措置であると認識しております。

指 導 課 長 ということは、整理すれば、区を退職した形で国に派遣されたと、そういう趣旨でいいんですか。これは国と特定しちゃっていいんですか。

金丸委員 国のみでございます。

指 導 課 長 わかりにくい書き方。じゃあ、国に派遣、括弧して、この場合には、区を退職する形になりますと書いていただくと、もう少しわかりやすいかもしれないですね。

指 導 課 長 はい。

教 育 長 今まで区の幼稚園教職員が、退職して新たに国の職場で働くというケースは想定されていなかったんですけども、今回初めて千代田区でそういうケースが出たので、それに対応する規定整備を行っているということです。

指 導 課 長 もし東京都が同じような形で採用することになれば、同じような規定を整備することになるという考え方でいいんじゃないですか。

指 導 課 長 例えば都と区の関係でいきますと、指導主事に任命される場合があります。これも人事交流で、もう既に都との協定で制度は整っていますので、今回は、新たに国についてのみの改正を行ったということでございます。

中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

(な し)

中川委員長 それでは、この件に関しましては、改めて議案として提出し、決定することといたします。

◎日程第3 報告

子育て推進課

(1) (仮称) グローバルキッズ六番町園の開設及び入園申し込み

指導課

(1) 質の高い初等教育の在り方検討会最終報告書

(2) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等 (平成29年2月)

中川委員長 日程題3、報告に入ります。

指 導 課 長 (仮称) グローバルキッズ六番町園の開設及び入園申込みについて、子育て推進課長より報告をお願いいたします。

子育て推進課長 ただいまお手元の資料に基づきましてご報告申し上げます。

指 導 課 長 (仮称) グローバルキッズ六番町園の開設及び入園申込みということで。これまで当教育委員会のほうに、施設概要、六番町5に鉄骨造で地上3階建てを建設し、開所時間については、朝の7時半から、基本保育時間を入れまして、夜の8時半まで、定員については、記載のとおり0から5歳児まで、合計60名、開設時期6月1日予定。運営事業者については、株式会社グローバルキッズ、ここまでご報告申し上げました。

指 導 課 長 今回、6月1日付の入園申込みということで、申込期間、大きな2番、入園申込の申込期間として、4月6日木曜日から翌月の5月8日月曜日まで、

周知方法といたしましては、4月5日号の広報及び区のホームページで周知をいたします。申込先につきましては、これまでの入園と同様に、区役所2階子ども支援課になります。

大きな3番として、6月1日の開設に向けまして、運営事業者の株式会社グローバルキッズが主催をいたしまして、開設に当たっての法人の理念や、法人としての保育の考え方を説明する開設の説明会を、平成29年4月8日土曜日、午前9時半から10時半までの1回目、2回目として午前11時から12時まで。まだ、六番町5の現地に建物が竣工してございませんので、区役所4階の会議室にて、運営事業者株式会社グローバルキッズの開設説明会を行います。

申し込みにつきましては、主催であるグローバルキッズのほうに直接、明日3月29日水曜日から申し込むという形をとります。

説明は以上です。

中川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員 よろしいでしょうか。この開設説明会のアナウンスというのは、もう既にやっているんですか。

子育て推進課長 失礼いたしました。PRにつきましては、明日3月29日から、これまで保育園の入園申し込みを既にされている方につきましては、この六番町園の内容について、郵送でご案内をまずいたします。これまで保育園の入園申し込みをされていない方につきましては、明日3月29日から区のホームページと主催の株式会社グローバルキッズのホームページにアップすることと同時に、開設説明会のご案内チラシを6出張所のほうに、窓口に置いてPRに努めてまいります。

以上です。

金丸委員 よろしいでしょうか。今のお話だと、保育園の申し込みをして、別の保育園に決まっている人たちもいっぱいいるわけですよね。そういう人たちにもアナウンスをするという、そういうことなんでしょうか。

子育て推進課長 すみません。ちょっと、説明が雑駁でした。現在保育園の入園申し込みをされて、保育園に入れていない方々につきましては、この六番町園のご案内と法人主催開設説明会のPRチラシ、3番目としまして、今ご希望の園がございますので、転園の申込書の3点セットで、既に保育園の申し込みは終わっているんですけども、入れていない保護者の方宛てにご送付を申し上げます。失礼しました。

よろしいですか。

中川委員長
金丸委員 とてもよくわかりました。それとの関係でなんですけれども、入園の申し込みの周知方法は、区報で4月5日号だと。申込期間は4月6日で、物すごく何かアナウンスが遅いようにも思うんですけども。今の入園申し込みをして、入れていない人たちには、その段階でアナウンスをするようにはなら

ないんでしょうか。

子育て推進課長

まず、今回、全体的な6月1日付の入園申し込みの期間については、全体的入園申し込みの年間スケジュールということで、日付自体はアップはされていたんですけども、この六番町園が開設するという公式なアナウンスが、今回の4月5日号が初めてになります。この点については、ちょっと、いろいろな開設までのやりとりの中で、若干遅かったというのは所管としても反省点でございますので、次回以降に開設する園の際には、もう少し周知する時間を、開設するというご案内をする時間をもう少し早めた形で、PRに努めていかなければいけないと反省点として思っております。

中川委員長

ちょっと、私も疑問なんですけど。開設の説明会というのはもう、4月8日ですよ。その前に入園申し込みが、4月6日からということになっていますよね。その関係が、ちょっと、私はわからなかったんで。

子育て推進課長

入園申し込みにつきましては、6月1日入園希望の方の申込期間というのが4月6日から5月8日ということで、既に決まっております。今のお尋ねは、この6月1日で新しく開設する認可保育所のグローバルキッズ六番町園の開設の説明会が4月8日ということで、その関係性ということなんですけれども。今回これまで六番町園の開設の説明会が、これまでの期間でできなかったものですから、入園申し込みの期間に入ってしまったんですけども、一度保育園について、こういう法人の理念で保育をしていくということを広く一般の方に、区民の方にお知らせする説明会を今回は4月8日土曜の2コマということで、開設の説明会の日時を設定させていただいた次第でございます。

金丸委員

よろしいでしょうか。ということは、この開設説明会というのは、入園申し込みをする人のためではなくて、一般区民だと、こういうことになるんでしょうか。

子育て推進課長

入園のご希望者の方も当然含まれますけれども、幅広くこの六番町園というものはどのような保育園で法人が開設していくかというところもあわせて、広く区民の方を対象にした開設説明会を想定してございます。

したがって、この六番町園に入園の申し込みをされる方も、この開設説明会にはおいでになるかなど、そういうこともあろうかということで考えてございます。

金丸委員

そういうふうに対象になっているんだということになると、普通感覚で見ると、まず入園説明会があって、それから申し込みの期間があって、決定するという流れのほうが、何かすごく丁寧なような気がするんですけども、それは無理なんじゃないかな。

子育て推進課長

入園が決まった方の入園の説明会というのは、当然6月1日以前に、5月になりましたところで、入園が内定された方については、入園の説明会と園児さんの健康診断ということで予定してございます。

今回は、新たに開設するというところで、開設に向けた、このような理念で保育をしていくということを解説する説明会ということの位置づけでござ

いましたので、確かに今、金丸委員のご意見、ご提案いただきましたように、望ましくは4月6日以前に開いた上で、入園申込期間を迎えるのが一番よかったのかもしれませんが、準備をしていく中で、4月6日が一番早い段階ということで、今回はこの日付に設定させていただきました。

中川委員長 ちょっと、私もわからないんですが。待機児童の問題もありますよね。今は待機児童はいないわけですか。そうしたら、ここには、どういう人が入ってくるんだろうと、逆に思ってしまうし、今、どこかの保育園に入っている人たちが、じゃあ、こっちに申し込み直したいとか、そういう混乱というのは出てこないのでしょうか。

子育て推進課長 厚生労働省基準では、現在も待機児童はゼロですけれども、今の最終的な審査が全て終わったわけではないですけれども、現在、特定の園を希望されている方等、まだ保育園をご希望されていて、入れていない方、また、今回0から5歳児、新規に開設しますので、これまで、お住まいから例えばちょっと距離のあるような保育園に行かれています方が、お近くの園をご希望ということで、既存園に入られていて、お近くの園に転園のご希望をする方もあろうかと考えてございます。したがって、そういう方々を対象に、新たに入園の申込期間を6月1日付入所の期間ということで設定した上で、今回の、まずは法人としてどんな保育をやるかという、入園の申し込みの説明会ということではなくて、新たに開設する保育園の内容を理解していただくということで、開設の説明会を設定してございます。

中川委員長 開園説明会というのは早くやるべきだったと思いますね。

子育て推進課長 今回のこの教育委員会のご指摘もでございますので、次回以降、保育園を開設するに当たりましては、なるべく早く区民の方に、こういうような保育園だということで、その保育園の内容を説明するような説明会を早目に設けるようにしてまいります。

中川委員長 お問い合わせします。
よろしいですか。

(なし)

中川委員長 では、次に移りたいと思います。

次に、質の高い初等教育の在り方検討会最終報告書について、指導課長より報告をお願いいたします

指導課長 質の高い初等教育の在り方検討会最終報告書についてご報告いたします。

本検討会の目的は、今後の少子化を見据えまして、質の高い初等教育を維持するため、その方向性を明確にするということでございます。

平成27年度、28年度の2カ年間にわたり検討会を開催し、このたび最終報告書として取りまとめが終了しましたので、ご報告申し上げます。

内容といたしましては、今後の少子化の中で、児童数が減少しても、現在の8校8園体制を堅持するための方策が検討されております。

本区において、実際に区内の全学校が少子化に転ずると予想されるのは、平成32年度あたりと予想されており、中長期的な対応策を示してきたもので

ございます。

検討会の構成員につきましては、座長を、千葉大学教授天笠茂先生にお願いしました。先生は、中央教育審議会、初等教育分科会、教育課程部会の委員として今回の学習指導要領の改訂にもかかわっておいでです。

また、国立教育政策研究所の西野真由美先生、日本女子大学山下潤先生、瀬尾美紀子先生、千代田小学校長浅岡寿郎先生、区民、地域代表として、元千代田小学校PTA会長の佐藤淳司氏を招聘し、全7回の検討会を開催いたしました。

報告書の内容につきましては、委員の皆様には事前に最終報告書（案）としてお配りしておりますが、質の高い初等教育の在り方を検討する上で、先ほども申しましたように、まず8校8園体制の堅持という大前提がございます。

報告書概要版、8校8園体制の堅持のための10の方策と題した資料を、今画面にごらんいただいておりますが、まず、オレンジ色の枠をごらんください。8校8園体制の強みを生かした学校づくりとして、校種間連携教育を掲げ、全体を包括しております。

次に、黄色い枠で示したところは、社会に開かれた教育課程で、特色ある教育活動を推進するための取り組みとして、次の4点を示してございます。社会性を涵養する機会や多様性に触れる機会の充実、ゲストティーチャーの活用、自然体験活動の充実、教育課程外の活動の推進など、主に地域の教育人材や社会の教育力の活用を中心としたものでございます。

そして、緑色の枠で示したものは、主に学校内の教員を中心とした授業づくりの視点及びアクティブ・ラーニングやカリキュラム・マネジメント等の5点を示しております。

裏面をごらんください。この10の方策に対する学校の具体的な取り組み及び支援する教育委員会の方策を一覧として示しています。

右側の右端ですね、教育委員会の方策欄をごらんいただきますと、教育委員会の方策は大きく4点ございます。1点目が、区費及び県費負担教員等の充実及び拡充、2点目が、学校経営協議会制度の導入と支援、3点目が、学校施設全体のICT化、4点目が、教員研修の充実でございます。

今後はこの報告書を区内学校に周知し、各学校・園における教育活動に生かすことで、教育内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、千代田小学校を研究協力校に指定しておりまして、来年1月に本検討会の内容を具現化した研究発表会を行う予定でございます。そして、成果の普及を図っていくという目的も同時に達成したいと考えております。

以上、報告でございます。

中川委員長

はい。報告が終わりました。この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員

この報告書を読ませていただいて、もともと区の施策等では、家庭教育が大切なんだよと言っているにもかかわらず、ここには全く出てこないですよ

ね。これは何か理由があるのでしょうか。

指導課長

ここには記してはございませんが、例えば家庭教育の視点というものは非常に重要ですし、家庭を巻き込んだ政策というものも大切で、委員ご指摘のとおりだと思います。

今回は、8校8園体制を堅持するための方策として、学校としてどんなことができるのかということを中心として、さまざまな検討や意見が出されましたけれども、今回大きな2つのくくりとして、学校側内部での取り組み、そして、環境や外部での取り組み、こうした政策が各学校共通して必要ではないかということを取り上げたものでございまして、委員ご指摘のとおり、家庭を巻き込んだ政策なども今後検討していかなければいけない重要な視点であると考えております。

金丸委員

それはもう、区の状況からしてしようがないと思うんですが、本来であれば、家庭の教育もさることながら、学校の教育、学校間の協調体制も含めて、こういうふうやっていくことによって、結果として8校8園体制を堅持することはいいことなんだという話になるんだろうと思うんですけども。こういう書き方をして、8校8園体制を堅持するための10の方策というものは、目的が8校8園体制を維持することにあって、それに向かってのもののように読めてしまうのが、ちょっと何か違和感を感じるなというところですね。

中川委員長

そうですね。何のためにこういうことをするのかということ、子どもたちがどういう教育を受けてどうなっていくかということ、やっぱりはっきりと示さないといけないんじゃないかなというふうに思いますから、できればそれを入れてほしかったなという。

金丸委員

こういう形でまとめちゃうと、こう書かざるを得ないんだろうということは重々わかりながら、何かそのところがうまく表現できるともっといいのかなという気はしますね。

中川委員長

だから、まだ言葉をもう少し変える余裕というはあるんじゃないでしょうか。

教育長。

教育長

最終的にこのペーパーにまとめられてしまった表題が、「8校8園体制を堅持するための10の方策」というふうになっているので、最終的な目的が、8校8園の堅持というふうに出てとめられてしまうという懸念が印象としてあるのかなと、思いました。

ただ、狙いとしたことは、8校8園体制を堅持するということが最終的な目標ではなくて、今は過渡的に都心回帰で人口がふえていますけれども、今後全国的な少子化が進む中で、千代田区も子どもの数が減っていく。そうすると、1つは、今まで複数の学級で成り立っていた学校が、単学級化してくる。単学級化してくることによる課題の解決が求められる。

もう1つは、単学級だけれど1学級の人数が多くなったりするというところ。だから、複数学級から単学級多人数化、さらには単学級少人数化という

ことが今後進む中で、そうした状況の中でも、子どもたちの学習環境をなるべく高いレベルに保って、単学級化あるいは少人数化などにより生じてくるいろいろな課題をクリアするための方策を議論していただいたものです。

千代田区としては、統廃合を経てきた中で、区長も議会の場で今後とも8校8園体制は堅持したいという考え方はお話になっています。けれども、この検討会は8校8園体制を堅持するための方策を協議するというよりも、8校8園体制を堅持する中での小規模化、少人数化に対して、どういうふうにして教育環境の向上を図っていくかという議論をしていただきました。今後、これを対外的に説明していく際には、その辺のところの丁寧なフォローが必要かと思えます。

ただ、この報告書自体は、天笠先生を座長として、いろんな議論をして、まとめていただいたものですので、教育委員会のほうで事務的に手直しするという性格のものではありません。今後この報告を受けて、どういうふうにご具体化していくという段階では、まさにこちらにボールが投げ返されたわけですから、提言を踏まえつつ十分配慮したいと考えています。

指導課長

1つ、ちょっと、つけ加えさせていただきますと、最終報告書の8ページのところにも、千代田区における質の高い初等教育が目指す子ども像というものがございます、千代田区共育ビジョンの目指す子どもたちの姿、人と人とのつながりを大切に、自分自身と向き合い、新しい時代を生き抜く子どもの実現を目指して、この検討会が行われたという、まずそもそもの出発点がございます。そうした中で、やはり少子化などの千代田区の現状を鑑みた場合、こうした堅持するには、選ばれる小学校にするためにはどうしたらいいのかという検討がなされてきたわけでございます。

さまざまな意見の中でも、家庭での、宿題も含めた、家庭学習なども大切だという意見は出ておりました。例えば今回の10の方策の中にも、個に応じた教育の効果を高めるためとか、各学校ごとの学習スタンダード、どの子ども基礎基本を、どのような形で授業に臨むのかなど家庭学習をしっかりやろうとか、今後、千代田小学校が、研究発表でも学校の全教員が共通して取り組む、子どもたちに取り組んでほしい姿勢などの内容も出てくると思います。また、ゲストティーチャーの活用や、多様性に触れる地域の機会の充実など、コミュニティスクールなどの活用もこの中で取り上げられておりますので、まさに地域は保護者とともに、学校外に対してどういう働きかけをしていくかということにもつながっていくと思います。委員ご指摘のように、家庭教育の大事さが余り取り上げられておりませんので、今後この報告書を区内の小学校に広めていく上で、そうした点を意識しながら、啓発を行っていきたいと考えております。

中川委員長

8校8園体制を堅持するのは最大の目的ではないわけですよね。そのところがちょっとやっぱり、堅持するための10の方策といってしまうと……

金丸委員

やっぱり違和感を感じてしまう。

中川委員長

そうですね。それはあります。

金丸委員　　そういう意味では、今の思いつきなんですけど、そもそもこの最終報告って、質の高い初等教育の在り方検討会報告書ですのでね。端的に「質の高い初等教育推進のための10の方策」のほうがずっといいんじゃないかなというふうに実は思うんです。

中川委員長　　それといいですか。これはどこまで、どんな範囲で配布されるんでしょうか。学校関係とかというような。

学校の先生方だったら必要ないのかもしれないのですが、東京方式の授業スタイルとかESDとか、PDCAという用語や、場合によっては、アクティブ・ラーニングなども注をどこかに入れておいたほうがいいかなというふうに思いました。

それと、話が変わりますけれども、小規模校の教員配置の問題で、小規模になったときにどうするという区としての具体策をもうちょっと入れ込んだらいいんじゃないかなと思ったのと、それから後ろのほうで、特別支援の記述が少ないということがありましたから、今後説明するときにどこかでもうちょっとその辺を意識してやっていただいたほうがいいのかなというふうに思いました。

指導課長　　完成度が低くて申しわけございません。しっかりともう一度内容を確認し、誤字がないようにそして今、委員がご指摘いただきましたように、特に区費講師の登用による教員の負担軽減などは、非常に今回この研究のポイントでもありますので、そうしたところがしっかりと伝わるように表記を工夫したいと考えております。丁寧にごらんいただきまして、ありがとうございます。また用語の解説についても多くの人が見るという前提でいけば、やはり専門用語教育用語については適切な解説が必要などころには注釈を入れる等の工夫をしてみたいと思います。

最後に配付部数ですが、まだ、最終的な決定はしておりませんが、少なくとも区内の学校、園については配布をしたいと。部数については検討中でございます。あわせて区のホームページにこれが見られるような形で掲載したいと思います。それを見ながら参考にしたいというような他府県等の問い合わせがあったときには、また対応することも考えていきたいと考えております。

古川委員　　10ページなんですけど、教えていただきたいんですが、8の学校の具体的な取組を支援するための教育委員会の方策なんですけど、その中で、「教員の巡回指導システムの導入を図る。」というのがありました。具体例のところは指導教諭の巡回とは別に、巡回指導のシステムの導入とありまして、興味がとてもあるんですが、これは学校間でどなたかの先生が巡回指導に回られるということだと思うのですが、どういった先生がどんなふうに。具体的にもし決まっておりましたら。どんなイメージで。

指導課長　　まだ具体的な方策を次年度から実施するというのではなくて、まだあくまで想定段階なんですけど、例えば退職された優秀な先生方をその学校だけではなくて、教育委員会に配置しまして、課題解決に必要な学校長のニーズ

に応じて、巡回し授業を見ながら指導するとか、区全体の教員の授業の質のレベルを上げたり、さまざまな方策が考えられるというところでございます。

古川委員 すみません。現在の学校にいらっしゃる先生じゃなくて、その地域枠の教員の配置というか、巡回をしていただく先生が配置されるということなんですかね。

指導課長 正規の教員はこれ以上増員できませんので、そうしたできるだけ、本区で貢献されたすばらしい優秀な先生方の退職時期等をうまく活用して、そういった方にいろんな学校を回っていただいて、人材育成教員として活躍していただくというようなことでございます。

古川委員 わかりました、ありがとうございます。

あともう1点すみません。下の(2)のほう、(2)の学校運営協議会のんですが、具体例のところ千代田区型って、千代田区型学校運営協議会制度となっているんですが、この千代田区型というのは、どういうことなのでしょう。

指導課長 これはこれまで、一昨年度までやっておりました、学校運営協議会等しっかりとした組織がありましたので、そのよさを活用しながら今回の協議会に取り入れ、学校運営連絡会のそれぞれのよさを取り入れながらコミュニティ・スクールに生かしていくということでございます。

中川委員長 あと、もう1つ、今古川委員がその前にいった若手教員などの育成ということに関して、教育研究所があるのに、そのことが何もふれていないんじゃないかなと思ったんですけれども、教育員研究所の位置づけというものの中に入れなきゃいけなかったんじゃないかなというふうに思いました。

指導課長 確かに先ほど申しました案などは、今現在も教育研究所の中でそうした専門委員の方が各学校回って指導をされている状況でございます。それらに加えて新たな人材育成指導員を検討したいと考えております。

中川委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、次にいじめ不登校適応指導教室の利用状況等について指導課長より報告をお願いいたします。

指導課長 それでは、いじめ不登校適応指導教室の2月の状況についてご報告いたします。前回、ご指摘いただきましたので、増減の数をプラス、マイナスで示させていただきました。まず、いじめについての報告です。今月は小学校から新たに1件の報告がありました。また、小学校で解消も1件あり、現在の継続支援中の案件は14件となりました。これで、今年度は21件の報告となっております。

続いて不登校についての報告です。今月は新たに小学校で2件、中学校で3件の報告がありました。また、中学校で8件の学校復帰がありました。また、中学校で1件について事由を精査した結果、長期欠席生徒ということで変更になりました。これで今年度合計は38件となっております。

最後に適用指導教室の利用者数でございます。今月は前月と変更なく、10

名の通級、通室となっております。

報告は以上でございますが、やはりこの年度の最後、また不登校や適応指導教室なども年度がかわって進級が機会に復帰をするという絶好の機会になりますので、学校にも啓発をしながらこのチャンスをうまくいかすと同時に休み中にやはりいじめが深刻化したりする時期でもありますので、あわせて各学校への啓発、注意等を続けてまいりたいと思います。なお、今回は今年度のトータルの報告をさせていただきたいと思っております。

報告は以上です。

中川委員長

はい。ありがとうございます。この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら。

金丸委員

1点だけ。不登校者数が現状において30名いて、そして適応教室に10名行っているということはかなりの確率で適応教室が運用されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

指導課長

そのとおりでございます。ここ近年、なかなか通級には、適応指導教室には行けてもそこから学校には足が運べないという傾向がございます。これはどこの自治体でもある傾向なんですけれども、ここへ来てやはり適応指導教室の指導員の方々が積極的に学校と連携をとりながら、復帰を目的とした適応指導教室だという意識がこれまで以上に高まっているという証ですので、とてもいい傾向だと考えております。

中川委員長

ほかはよろしいですか。

(なし)

◎日程第4 その他

子ども総務課長

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(4月5日号)掲載事項

中川委員長

それでは特にないようですので、日程第4、その他に入ります。

子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長

では、子ども総務課のほうからその他事項といたしまして、教育委員会の行事予定、それから広報千代田(4月5日号)の掲載事項でございます。行事予定につきましては、こちら。それから広報千代田の掲載事項につきましては、こちら。いずれも例会のとおりでございますので、資料のほうご確認をいただきたいと思います。

ご説明は以上でございます。

中川委員長

はい、ありがとうございます。

この件に関しましてはご意見、ご質問はよろしいですか。

ほかの課長さんから報告事項ありますでしょうか。

よろしいですか。

教育委員の方はよろしいですか。それでは、特にないようですので、以上

をもって本日の定例会を閉会いたします。
どうもありがとうございます。